

## 第 217回通常国会

# 村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.10

2025 年 5 月 9 日（金）本会議

ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

5月9日(金)、「下請け代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」いわゆる改正下請法案について、経済産業委員会の審議に先立って、一年ぶりに本会議で質疑をしました。



## 1. 価格転嫁が進んでいると言うが、転嫁率は5割程度。原因を踏まえた対策が必要ではないか？

【政府答弁】

- ・失注や減注を恐れて交渉を言い出せない、あるいは30年続いたデフレ経済下でより安く調達しようとする商慣行などが原因にある。
- ・一方的な価格決定を禁止する下請法に改正し、その厳正な執行や、価格転嫁指針の周知による業界全体での商慣習の改善など、様々な取引適正化対策に取り組む。

## 2. 協議の形骸化をどうやって防ぐ？声を上げづらい受注事業者への対応策や、違反行為への罰則強化も必要では？

【政府答弁】

- ・取引における協議の実態など事業者の意見も十分に聞きながら、協議の形骸化につながると想定される問題事例を分かりやすく示すよう検討していく。
- ・本改正案では、受注者が公正取引委員会や所管省庁に申告したことを理由に、取引の数量を減らしたり取引を停止するなどの報復措置を禁止している。
- ・こうした禁止行為に対しては、罰則ではなく、被害金額の返還などを勧告し公表するという行政指導で対処する仕組みとなっており、これを維持することが適切と考えている。

## 3. グループ会社間や海外との取引等、価格転嫁が進まないケースへの対応をどう考える？

【政府答弁】

- ・グループ企業間の取引は、この法律や独占禁止法上、問題とはならないが、子会社がある先の受注者との取引で適切な価格転嫁ができるよう、子会社を含む全ての取引において適切な価格転嫁を促す環境整備を図っていく。
- ・一般論として、外国法人との取引であっても、日本国内において行われた取引であれば、これらの法律の適用対象となる。

【改正下請法のポイント】

### 1. 規制の見直し

- ①協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、②手形払いの禁止、③対象取引に運送委託を追加、④従業員 300 人の区分を追加 など

### 2. 振興の充実：一次だけでなくそれ以降を含む多段階の事業者が連携した取引を支援。

### 3. 用語の見直し：下請事業者→中小受託事業者、親事業者→委託事業者

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



## 1. 賃金交渉と価格転嫁について

### 【課題認識】

- ・パートナーシップ構築宣言や労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針等により、価格転嫁が進んだとの声がある一方で、直近の調査では価格転嫁率は5割を切っている。

村田:直近では高水準の賃上げが実現しているものの、これまでなぜ価格転嫁が進まず、中小企業で働く人の賃金がなかなか上がってこなかったのか？

武藤経済産業大臣:取引の減少、失注に至る、賃上げ分の原資は合理的努力で賄うべきだとの認識が根強く、交渉や転嫁を申し出にくい実態や、三十年間続いたデフレ経済下で染み付いた、より安く調達すべきという商習慣などが根底にあると考えている。中小企業の賃上げの原資を確保するためには価格転嫁が不可欠であり、説明なく一方的な価格決定を禁止する下請法の改正や厳正な執行、業界全体での商慣習の改善など、様々な取引適正化対策に取り組む。

村田:価格転嫁が進んだとの声がある一方、直近の調査では価格転嫁率は四九%と道半ばである。また、価格転嫁は実現したものの、その後、失注や減注がされたケースも出ている。価格転嫁後の失注や減注対策が必要ではないか？

伊東特命大臣:事業者が別の事業者と取引を行わないこと自体を規制することは、事業者間取引における契約自由の原則の観点から適切ではないと考えている。今回の改正法案が成立すれば、適切な価格転嫁を我が国の新たな商習慣としてサプライチェーン全体で定着させていくことにつながると考えており、厳正な執行や労務費転嫁指針の周知などの普及啓発活動について、引き続き取り組んでいく。

## 2. 改正下請法について

### 【課題認識】

- ・適切な価格転嫁を実現するには、代金額の決定にあたって、受注者との協議にいかにも実効性を持たせるかが鍵となるが、現場からは取引の打ち切りを示唆され協議を辞退せざるを得ない、協議をいたずらに引き延ばされる、等の声がある。
- ・Gメンによる聞き取りや書面調査を行っているが、声を上げづらいという事業者も多い。実効性を高めるため、もっと現場の声を聞き、現状の把握が必要ではないか。

村田:衆議院の審議では、「どういう協議が違反なのかを運用基準の中で明確に書いていく」との答弁があったが、協議の形骸化をどう防ぐのか。また、運用基準の策定に当たっては現場のリアルな協議の状況を反映すべきと考えるがいかがか？

伊東特命大臣:受注者に対し取引の打ち切りを示唆した上で、協議に応じず一方的に価格を決定する、協議の求めを無視する、繰り返し先延ばしにするなど、想定される問題事例をこの法律の運用基準などで分かりやすく示すことを検討している。

また、運用基準などの整備に当たっては、事業者の意見も十分に聞くなど、取引における協議の実態を十分に踏まえて検討していくこととしている。

村田:下請法の実効性を高める方法として、現在、公正取引委員会の調査員による聞き取りや大規模な書面調査が行われているが、中小企業では、問題があっても声を上げづらい事業者や、情報提供したことが取引先に知られてしまうことを不安視する事業者も多い。実態調査を強化し、申告のない場合でも個別に調査を実施するなど、より踏み込んだ対応が必要ではないか？

伊東特命大臣:公正取引委員会では、毎年、発注者、受注者に対する大規模な書面調査を実施し、自ら情報を得ることができるよう、積極的、能動的な情報収集活動を行っている。また、この法律では、受注者が公正取引委員会などに申告したことを理由として発注者が

取引の数量を減らしたり取引を停止したりする報復措置を禁止している。さらに、改正法案では、新たに指導権限などが付与される事業所管省庁に対して申告したことを理由とする報復措置についても禁止することとしている。

村田：下請法では公取による勧告、指導が中心で、買ったたきや、協議に応じないといった価格転嫁に直結する行為は刑事罰の対象となっていない。また、優越的地位の濫用規制における課徴金も、カルテルが対象商品の売上額一〇%であるのに対し、取引先からの購入額の僅か一%にすぎない。余りに過少であり、しかも、その額が百万円未満であるときはその納付を命ずることができないとされている。実効性を高めるためには、下請法や独占禁止法の罰則規定を強化すべきと考えるが、いかがか。

伊東特命大臣：この法律は、違反行為に対して簡易迅速に対処することを主眼としているため、買ったたきや減額などの取引の内容に関する禁止行為に対しては、罰則ではなく、被害金額の返還などを勧告し公表する行政指導で対処する仕組みとなっている。また、独占禁止法の課徴金制度については、令和元年の改正により、課徴金の算定期間を延長するなど、違反行為の抑止効果の向上を図っている。

### 3. 下請け振興法の改正について

#### 【課題認識】

- ・今回の改正では多段階の事業者が連携した取組への支援が追加されたが、直接の取引先を越えて数次先の取引先まで含めた価格交渉はしない、頭越しに接触しないという商習慣がある。
- ・グループ会社内や海外との取引での価格転嫁が進まず、しかもみなし大企業とみなされるグループ内の子会社は補助金の支援も受けることができない。

村田：直接の取引先を越えて数次先の取引先まで含めた価格交渉はしない、頭越しに接触しないという商習慣があるとされる中、どのように多段階の事業者の連携を実現するのか？また、具体的にどのようにして価格転嫁を実現していくのか？

武藤経済産業大臣：今回の下請振興法の改正では、二以上の取引段階にある事業者による共同での製品改良等の事業計画も支援の対象に加えている。また、振興基準においても直接の取引先の更に先の事業者との連携の重要性を盛り込み、振興事業計画のメリットと併せて経済界へ周知することで、多段階の事業者による連携を促していく。

また、各事業所管省庁から幅広い業界団体に対して行っている価格転嫁の要請では、取引先の更に先への転嫁も考慮した価格決定や、そうした取引方針を取引段階の深い事業者に対しても情報発信することを、特にサプライチェーンの頂点に位置する発注事業者が実施するよう要請している。

村田：グループ会社間の取引や、製造業における海外との取引は下請法や独占禁止法の対象となるのか。適用外の場合は適切な価格転嫁をどうやって進めていくのか？

伊東特命大臣：グループ企業間は、実質的に同一会社内での取引のためこの法律や独占禁止法上、問題とはならないが、子会社がその先の受注者との取引において適切な価格転嫁ができるよう、親子会社間の取引を含む全ての取引において適切な価格転嫁を促す環境の整備を図っていく。

なお、外国法人との取引に、この法律や独占禁止法が適用できるか一概には言えないが、一般論として日本国内において行われた取引であれば、これらの法律の適用対象となる。

以上